

特集

神世七代について―障害と罪をめぐる覚え書き―

森 明彦

要 約

『古事記』国生み段は、イザナキとイザナミの大八州国国生みに先立って、水蛭子と淡島の誕生と遺棄を語る。これは、大八州国が神々の祝福を受けて生まれた美しい国であり、婚姻の法を破る罪によって障害を持って生まれたものをあらかじめ排除していることを説いたものである。この段の直前に位置する神世七代段の解釈には、男女神の形成過程描写説と、土地・住居・性を語る村落形成過程説と二系統の解釈がある。後者がおおむね妥当である。ただ、単なる村落形成過程の描写ではなく、歌垣の背景描写を行うことにより、二神の交合が兄妹婚の禁忌を犯したのではなく、大八州国を生む二度目の交合の完璧性を保証する役割を担っていると考える必要がある。

はじめに

『大阪の部落史』第一巻の古代編の史料には、『日本霊異記』から、行基ぎょうきが難波堀江において法会を催していたときに、泣き叫んで法会を邪魔した障害児を淵に投げ込むように母に命じた話を掲載している。この説話に関しては、そもそも行基の罪観や障害観を伝えたものとみな

せるのか、この話が当時の人々にどのような影響を与えたか、従来の神祇しんぎ的な障害観・罪観といかに異なっているかなど、様々な角度から検討を加えなければならぬ。当初、天平一二（七四〇）年の施薬院報抄と『古事記』国生み段などをこの説話の参考史料として掲載する予定であった。しかし、編纂の都合上史料の掲載をやめ、通史編で触れていくことにしたものである。古代の史料編に掲載されているのはいわば氷山の一角であり、小論は、

この氷山の水面下部分の一角、すなわち『古事記』国生み段における障害を持って生まれた水蛭子と淡島の遺棄の神話の解明に向けた試みである。

『古事記』に対する注釈は、本居宣長の『古事記伝』をはじめとして現在に至るまで膨大な研究がある。ただその中では比較的研究の蓄積が薄いにもかかわらず、一般に考えられている以上に重要な意味をもった箇所が存在している。それが神世七代の段である。従来の中国古代帝国の世界観との決別を高らかに宣言する冒頭の天地初発段と有名な国生み段に挟まれて、国常立と伊耶那岐（以後、イザナキと表記）・伊耶那美（以後、イザナミと表記）以外は一般にはさほど知られていない神名の羅列である。神世七代の段は、『古事記』の全注釈の過程で触れられるぐらいで、わずかな例を除き、特に専論として取り上げられることはほとんどない箇所である。しかし、この部分をどのように解釈するかは、続く国生み段、特に水蛭子・淡島の遺棄の解釈に少なからず影響を与えらると思われる。

一 研究史の整理と問題点

『古事記』冒頭は、天地が初めて発われた時に、宇宙

の中心が高天原であることを天御中主の現出によって宣言する。そして次にこの世が生成変化することを高御産巢日・神産巢日の産の二神によって表現し、続いてこの世に生命があふれていることを宇摩志阿斯訶備比古遲の芦芽によって象徴的に述べた後に、最後の別天神である天常立神によって高天原の土台が固まったことを述べる。この天地初発段に続くのが神世七代の段である。

次に、成りませる神の名は、国之常立の神、次に、豊雲野の神。この二柱の神も、独神と成りまして身を隠したまひき。次に、成りませる神の名は宇比地邇の神。次に、妹須比智邇の神。次に、成りませる神の名は角杵の神。次に、妹活杵の神。次に、成りませる神の名は意富斗能地の神。次に、妹大斗乃弁の神。次に、成りませる神の名は於母陀流の神。次に、妹阿夜訶志古泥の神。次に、成りませる神の名は伊耶那岐の神。次に、妹伊耶那美の神。

上の件の国之常立の神より下、伊耶那美の神より前を、併せて神世七代といふ。

専論は少ないとはいえ、この神世七代の神名の解釈に多くの説がある。一例を挙げるならば、国常立は、国土の根源・土地の恒常的確立・大地の形成あるいは神々生成の場の観念的な出現などと解釈されている。また神世七代の神が高天原になったか、土地になったものである

表1 神世七代の神の系譜の解釈

代	神名	金井の解釈	西宮の解釈	倉野の解釈
1	国常立	生成のための根源的空間	土地の恒常的確立	国土の根源
2	豊雲野	未生以前の混沌状態	雲の覆う原野	原野の形成
3	宇比地邇・妹須比智邇	神の原質	男女一對の盛り土(鎮土)	土砂の発生
4	角杵・妹活杵	神の最初の形	棒杵(境界形成)	杵の打込み
5	意富斗能地・妹大斗乃弁	神の性的部位具有	門棒(住居防塞)	居所の完成
6	於母陀流・妹阿夜訶志古泥	神の形態完成	男根女陰の神像 (生産豊饒の靈能)	人体の完備
7	伊耶那岐の神・妹伊耶那美	神の作動開始	交歡の二面像(媾合生産)	夫婦の発生

かで見解が分かれている。神世七代の神名の解釈で現在もつとも有力とされているのは、金井清一^①と西宮一民^②の説である。また倉野憲司^③の説も重要であり、三説を表1にまとめた。

表1に明らかかなように、一貫してイザナキ・イザナミの二神によって完全体となる神の身体的出現の過程を表すとする金井の説と、個々には異なるものの、土地・住まい・性を語るとする西宮説および倉野説との間には大きな解釈の相違がある。金井説には問題があり、西宮・倉野説がおおむね妥当であると考えられる。まず、金井説の論理展開の基礎となったといえる豊雲野の解釈に関する疑問から述べていきたい。

金井が雲野を雲であり、混沌であると解釈した根底には、国土は依然として「海月なす漂^{くらげ}」っている状態であるから、国土の形成や村落の発展過程を重ね合わせることは無理とする考えがある。しかし、そのように考える必要はない。第一には、「国稚^{わか}く浮かべる脂^{あぶら}のように海月なす漂」っている状態は宇摩志阿斯訶備比古遲が成つたときに語られたものであり、別天神がイザナキ・イザナミに命じた「この漂える国を修理^{おさ}め固め成せ」との言葉にみえる漂える国が同じ状態である必然性はない。脂のように変形して漂うのと、ある程度形ができている浮島のようなものが漂うのとでは、同じ漂うにしてもかなり異なる。それをもたらしただのが国常立であると考えることが可能である。また、神野志隆光^④のように神世七代の神々の生成の場をすべて高天原にあると考えた場合、国の状態を考える必要はなくなる(ただし、まだこの神野志説の採用には至っていない)。いずれにせよ村落の発展過程を重ね合わせることに無理はないといえる。

金井は、雲海という語が海ではなく海のように広がる雲であるのと同じく、雲野は野原のように広がる雲であるとする。しかし雲海が雲であるからといって雲野も雲であるという論法は成り立たない。『大漢和辞典』を引くだけでも、雲海を①雲に覆われた海、雲の横たわった

海、②水が雲に接して見える遠方、③山よりみた雲が海のようにみえること、といった三様の用例が挙げられている。金井の述べるように、近年はほとんど③の用法である。しかしそれは古代の用法とは無関係であり、雲であるか野であるかは文脈の中で答えを得る必要がある。③の一面の雲の中から頂を出す峰々をあたかも海に点在する島々のように見立てて、雲海とするのはすぐれた表現であると思う。それに対して、野のような雲とはいかなる情景を表現したか思い浮かべることが難しい。つぎに、神の生成を表現したという説に対する疑問に移る。

国生み段にはイザナキとイザナミの男女としての成り立ちを「成りなりて成り余れるところ」、「成りなりて成りあわざるところ」と、イザナキとイザナミの男女神としての生成が語られている。神野志は『日本書紀』と『古事記』の天地の始まりに関して、『日本書紀』が天と地がいかに始まったかを陰陽のコスモロジーと呼ぶにふさわしい世界像によって語るのに対して、『古事記』の方は天地のはじまったこと、および高天原の世界があることを無条件の前提として指摘する。天地の初発や独神の生成の経過について詳しい叙述を行わなかった『古事記』が、いかにも『古事記』らしいこの男女の成り立ちの表現以外に、なぜ男女二神についてのみ生成

過程を詳しく記す必要があるのか疑問の生じるところである。身を隠した神とは異なり、イザナキ・イザナミに収斂する神であるからとする金井の説明は、十分なものとは思えない。

さらに神の原質としての土に続く、神の最初の形を杖くとすること、少々違和感を覚える。杖は人為的に土に異物として打たれるものであり、土を原質として生成したとするイメージとはほど遠いからである。

これを要するに、神世七代はイザナキ・イザナミに至る形成過程を表現したものととらえるべきではない、といえよう。続く、国生みの背景が語られているとみなすべきである。⁵⁾

二 歌垣と国生み

すでに指摘されているように、イザナキ・イザナミの国生み段が歌垣を下敷きとしていることは間違いない。イザナキとイザナミの最初の性交が行われて生まれてきた水蛭子と淡島は、障害を持っていたがために子の数に入れられずに流された。障害をもつ子が生まれたのは、交合にあたって女神のイザナミの方から声をかけ、男神のイザナキがそれに和したためとされている。七、八世

紀の日本において歌垣が広く行われていたことは『常陸国風土記』や『撰津国風土記』逸文などによっても窺えるところである。なによりも『万葉集』冒頭の雄略天皇に仮託された有名な歌「籠もよ 美籠持ち 掘申もよ 美掘申持ち この丘に 菜摘ます子 名告らさね（以下略）」は歌垣の時に男によって歌われるものであった。そしてこの歌が男から呼びかけているように、まず男から声をかけるのが歌垣に際してのしきたりであり、歌垣が婚姻の一形態である以上は、婚姻の法であった。女の方から声をかけるのは遊女などの行為であり、婚姻に際して許される行為ではなかったのである。

ここで『古事記』が述べようとしていることは明らかである。一つは、婚姻の法は守らなければ神々の祝福を得られず、婚姻の法を破る罪を犯したとき、障害児の誕生に至るとの説明であり、もう一つは、日本の国（大八島国）は神々の祝福を受けて生まれた美しい国であり、祝福を得られなかった者はあらかじめ排除されているとの表明である。日本の国が祝福されていることを述べるために、婚姻の法を犯した罪によって生まれた障害児の遺棄が語られるのである。そしてその破られた婚姻の法が、男の方から声をかけるといふ歌垣における慣習であり、しきたりであった。しかし女から声をかけるといふ

禁忌は、歌垣においてもまた婚姻一般においても、最も重大な禁忌というわけではない。『古事記』の国生み段においては、破られなかった、より重要な法が存在する。いうまでもなく、婚姻における最大の禁忌は近親相姦

である。そしてイザナキ・イザナミの婚姻が兄妹婚ではないことを語るのが、『古事記』神世七代の段であると考ええる。兄・妹の婚姻に関する神話は数多い。その多くが最初の出産では障害を持つ子が誕生し、両親によって遺棄された後、健常者の誕生へと至る。いわば原罪を背負わされて追放された者の犠牲のうえに、健常とされる者の誕生が語られているのである。『古事記』の国生み神話は、最初の子を障害を持つがゆえに遺棄するところなど、一見同類型の神話のようにみえる。しかし、『古事記』の神話はそれらの神話とは全く次元を異にしている。『古事記』の神話は人類の起源を語るのではなく、天皇の支配する国土がいかに神々から祝福されたものであるかを説くところにある。婚姻の法を破った罪によって神々の祝福を受けずに生まれた水蛭子と淡島を遺棄する話は、『古事記』においては祝福された大八島国の対極として設定されたものである。水蛭子と対極に位置する大八島国の誕生においては、婚姻の法に触れる一切があらかじめ排除されていなければならない。家を出て定

められた山野において見いだした相手と交合する歌垣こそ、兄・妹の近親婚でないことを端的に示すものである。国生みが歌垣を背景として選んだのはこの近親相姦の罪を避けるためである。障害を持って生まれた子の遺棄を行うために選ばれた婚姻の法を破る罪が、近親相姦という絶対的・やり直し不可能な罪ではなく、声をかけて誘う行為が男女どちらから行うかという形式的・やり直し可能な罪が選ばれたのも、二度目の婚姻が完全に神々の祝福を受けたものである必要があつたためである。

西宮は、イザナキ・イザナミが兄妹婚ではないことを、太占^{かどまに}において問題とされたのが、兄妹による交接ではなく、女が先に声をかけた点であつたことに見いだしている。近親婚ではないとする西宮の指摘は重要である。しかし、兄妹婚説の否定としてはまだ十分ではない。近親間で子を生んでいるにもかかわらず、問題とならない例があるからである。姉弟であるアマテラスとスサノヲの場合がそれである。ただ二神の間にできた子は、性器の直接の交接によつてではなく、互いの物実^{ものぶね}によつたものであり、近親相姦の罪を犯すものではない。しかし、直接的な交合を行ったイザナキ・イザナミの場合には、兄妹ではないことが語られていなければならぬ。金井は、西宮説の棒杖↓門口↓男女の陰が道祖神の形状・場所・

表2 神世七代の神名とその意味

代	神名	神の意味
1	国常立	国土の恒常的成立
2	豊雲野	雲の覆う原野
3	宇比地邇・妹須比智邇	二つの共同体による原野の開拓と地鎮
4	角杵・妹活杵	境界の設定による領有宣言
5	意富斗能地・妹大斗乃弁	住居の設定
6	於母陀流・妹阿夜訶志古泥	たくましい男と女
7	伊耶那岐の神・妹伊耶那美	歌垣で誘う男と女

面貌という多面的な側面の説明となり、村落の発展過程とされていないため、神としての発展性のない捉えかたであると評している。たしかに西宮説は男女一对の防塞神（道祖神）の説明と思わせるところがあり、金井の評言は核心部分を衝いているように思われる。西宮説を金井説の批判によつて再構成する必要がある。ただし、それは村落の発展過程を説明するものではなく、あくまでも村落の発展過程を通じて歌垣の場に至る説明を行うものとするべきである。それによつて、神世七代の段がイザナキとイザナミが兄妹でないことを確実に語っているといえるのである。西宮説を基軸として倉野の説を参酌した神名の意味するところ

ろは表2のごとくであり、そこから描かれる神話的世界は一部国生み段を加えながら叙述すれば以下の通りである。

まだ漂ってはいるが、国の形はようやくすっかりした(国常立)。やがて国に広がる雲の湧きたつ原野(豊雲野)に、異なる二つの集団が木を切り草刈って土地を開拓・地鎮し(ウヒヂニ・スヒヂニ)、杵を打ち込んでそれぞれ土地の領有を宣言し(ツノグヒ・イクグヒ)、門棒を立てて住居を守りながら生活を始め(オホトノジ・オホトノベ)、二つの集団にたくましく美しい男と女が成長し(オモダル・アヤカシコネ)、歌垣の日に神(別天神)に選ばれた男女が相手を誘い合って性交におよぶ(イザナキ・イザナミ)、と。

むすびにかえて

与えられた紙数も尽きたので、このあたりで筆をおくことにしたい。「はじめに」で課題とした神祇と仏教の罪観・障害観の相互の関係については、今後の課題としていきたい。

注

- (1) 金井清一「神世七代の系譜について」(『古典と現代』四九号。一九八一年)。
- (2) 西宮一民『古事記』(新潮社、一九七九年)。
- (3) 倉野憲司『古事記全注釈』第二卷(三省堂、一九七四年)。
- (4) 神野志隆光『古事記の世界観』(吉川弘文館。一九八六年)。
- (5) 金井の豊雲野の解釈は成立しがたいと考える。ただ金井の神世七代を評価する神野志は、豊雲野を生気としての雲の覆う野ととらえた上で、第三代以後の対偶神を金井説によっている。それゆえ第三代以降、神野志説は金井説と同じ問題を抱えている。
- (6) 西郷信綱『古事記研究』(未来社、一九七三年)の兄妹婚説は、この点に関する視点を欠いている。